

四條畷市社会福祉協議会「出前講座」実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民の求めに応じ、四條畷市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の職員を講師として派遣する出前講座を実施することにより、市民の福祉の理解、地域福祉の推進を振興し、併せて本会に関する理解を深め、支え合いのまちづくりにおける市民との協働を推進することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座は、市内に在住、在勤または在学する人で構成する5人以上のグループ、団体等、または、市内の学校の児童生徒を対象とする。

(講座内容)

第3条 出前講座の内容は別に定めるものとする。

(実施時間)

第4条 出前講座の開催時間は、月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までの間で、30分から90分程度とする(祝日、年末年始の休日を除く)。

2 前項に規定する時間以外の講座開催の要望が出された場合には、申請者と協議して決定する。

(開催場所等)

第5条 出前講座の開催場所は市内に限るものとし、会場の確保やその他講座についての準備及び進行等は申請者等が行うものとする。

(講師派遣料)

第6条 講師派遣料は、無料とする。ただし、会場使用料や材料費その他出前講座に要する費用については、申請者等の負担とする。

(申込方法)

第7条 出前講座を申請するものは、出前講座を開催しようとする日の14日前までに「四條畷市社会福祉協議会出前講座申込書」(様式第1号)を本会会長に提出しなければならない。

(決定および通知)

第8条 本会会長は、前条の申込みがあったときは、講師派遣の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

(講師派遣の制限等)

第9条 次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、講師を派遣せず、又は開催中であっても講座を中止することができる。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利を目的とした催しを行う恐れのあるとき。
- (2) 出前講座の趣旨に反する恐れのあるとき。
- (3) 災害等が発生したとき。

(講座の報告)

第10条 講師として派遣された職員は、出前講座終了後、申込者にアンケート(様式第2号)を依頼すると共に出前講座報告書(様式第3号)に必要事項を記入し事務局長に提出するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月13日から施行する。